

第10章 おわりに

10.1 時代とともに

本来この章は提言であったのですが、15年も前の提言を今更掲載する勇気はありません。

15年間の間に、土地家屋調査士は14条地図や地籍調査に関わることが多くなりました。そして街区基準点を使用することから基準点を設置することも当たり前の業務になりました。

GNS S測量の環境も整備され、電子基準点から1級基準点だけではなく2級基準点を直接観測することも可能になりました。GNS S衛星もいろいろな国の衛星が整備され、GNS S測量の精度も飛躍的に良くなりました。

正確な測量が出来るようになったのです。しかし、過去の図根点や基準点を使用した地図の現場では、新たな基準点と既存の図根点・基準点との座標の相違に気をつける必要があります。

10.2 座標混乱

平成14年の検証からも解るように、過去の座標値と自分の観測した結果の座標値を単純に比較して、そのまま判断してはならない。

高い精度を得る事だけにこだわり、そして、自分だけの観測方法による観測値のみが正解であるとしたなら、本来同一点でありながら観測者により別々の値をもつことになる。

結果的に境界点は明確であるが、数値がどの位置を示すか解らないという、無意味な座標混乱地域となってしまいます。

過去の座標値による管理と、時代の要求に対応するための精度追求による間で、土地家屋調査士が悩まされている問題です。

鷹子17条地区では、このようなことが起きないようにと1点1座標で数値管理を行っています。これは譲ることの出来ない大原則です。

境界点の座標値が相違しても、法17条作製当時から移動のない同一点であるかどうか基準に則った測量方法により観測を行い、比較調査の結果間違いのない場合、どの程度を同一点としてよいか。

その判断材料が公差ということになります。

現在の社会情勢と、誤差に関する感覚は土地家屋調査士の考えている以上に現実的です。

単純に地図の精度区分の平均二乗誤差との比較だけでは解決しない場合が多いでしょう。

数値管理されている地図について、公差範囲の中の最適な値を高度な判断で決定することが境界の専門家としての土地家屋調査士の努めであり、筆界点に対する通常の資料収集・調査と同様に、数値的な資料・調査ともいえます。

当然、現地には、筆界点位置を明確に表示する不動標識を土地家屋調査士の信頼性のためにも、境界位置を明示する証拠として設置しておくことが絶対必要条件であるといえるでしょう。

10.3 検証過程

大規模な検証でしたが検証を始めてみると、既設図根点と新図根点との比較を全域で行う必要があったのではないかと。一筆地についてまで検証すべきではなかったか。等々。

検証を始めてみるとやるべきことは山積みの状態でした。人的にも予算的にも厳しい状況におい

で最善の努力をしたつもりでしたが、結局我々の実力不足を思い知らされる結果となりました。

今回の検証は皆様の期待に反するものだったかもしれません。

我々の行った検証の過程について、知識や経験等の未熟な部分も正直に記載しました。誤りも多いものと反省しております。

地図の作製や法 17 条地図の維持管理の方法について、土地境界の専門家として地図を使用する立場にある我々土地家屋調査士が、行動を起こさず批判ばかりしては何もなりません。

今回、目立った成果はありませんでしたが、行動をおこさなければ、何も知る事は出来ません。今後、同様な検証をされる方の参考にしていただけたら幸に存じます。

10.4 感謝

最後に、今回の平成 14 年検証は多くの会員の協力により実施することが出来ました。

昭和 62 年に愛媛会の会員全員が参加して作製した鷹子 17 条地図に、多数の会員が参加していただきました。本当にありがとうございました。

また、地元鷹子地区の方の地図に対する思い入れは現地でもひしひしと伝わってきました。

図根点の維持管理作業中や、今回の検証作業中にも地元住民の方から「慰労の言葉」を多く頂戴しました。

17 条地図作製当時から住んでおられる方々には、17 条地図の重要性と図根点の大切さは、十分浸透しており、我々土地家屋調査士に対する評価も高いものがあります。

これも 17 条地図作製当時の会員が真摯な態度で作業に従事した結果でもあります。鷹子 17 条当時の愛媛会の熱い情熱を実感した検証でもありました。

鷹子 17 条地図、そして現在の愛媛会の基礎を固められた先輩諸氏に感謝しつつ、報告を終了いたします。